

## 初診時選定療養費の改定のお知らせ

他の医療機関（クリニック等）からの紹介状を持たずに初診で受診される場合に、診療費とは別にご負担いただいている「初診時選定療養費」につきまして、令和2年1月1日より下記のとおり改定を行います。

改定の本旨としては、皆様にまずは地域のかかりつけ医である診療所（クリニック等）を受診していただき、必要に応じて当院に紹介いただくことで、地域における医療資源の適切な活用をこれまで以上に促進するためです。

皆様におかれましては何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

### ◇初診時選定療養費

改定前	→	改定後（令和2年1月1日～）
1,650 円		2,750 円